

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年9月13日

金曜日

号外(2)

目次

告示

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定

1

告示**富山県告示第376号**

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年10月1日から施行する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（平成26年富山県告示第357号）は、令和元年9月30日限り、廃止する。

令和元年9月13日

富山県知事 石井 隆一

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	440円	140円	60円

2 富山県公衆浴場基準条例（昭和26年富山県条例第7号）第2条に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

(生活衛生課)

令和元年9月13日印刷発行

発行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
